

追加受付

令和8年度測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請要領

さぬき市

注意事項

●さぬき市へ測量・建設コンサルタント業務等の追加の入札参加資格審査申請をしようとする者は、この要領により申請してください。追加の対象は以下に該当する事業者です。

- ①令和7年度測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に登載されていない事業者
- ②同名簿に登載されているが、申請営業所を変更しようとする事業者
- ③同名簿に登載されているが、新たな業種・業務を追加しようとする事業者

なお、所定の登録がなければ申請できない業種（業務）があります。

資格審査を行う業種	略称	登録が必要な業務	必要な登録
測量	測量	測量一般、地図の調製、航空測量	測量業者
建築関係建設コンサルタント業務	建築	建築一般、意匠、構造	建築士事務所 (申請をする営業所)
土木関係建設コンサルタント業務	土木	—	—
地質調査業務	地質	—	—
補償関係コンサルタント業務	補償	不動産鑑定	不動産鑑定業者

●この要領において、県内業者とは香川県内に本店（本社）がある者、県外業者とは県内業者以外の者をいいます。また、営業所とは、本店（本社）、支店（支社）、営業所等をすべて含みます。

●申請できる営業所数は、本店・支店等のうちいずれか1カ所に限るものとします。

●入札参加資格の有効期間は、1年間（令和8年4月1日～令和9年3月31日）です。

●入札参加資格審査申請書の業者番号について、様式中のA.主たる営業所（本社）情報及びB.契約する営業所情報の業者番号欄に「かがわ電子入札システムから出力できる「入札参加資格審査申請書」の業者番号を入力してください。」と記載していますが、業者番号は数字「0」を入力してください。

申請方法等（BID-ENTRY 電子申請）

1 申請期間等

○申請期間

令和8年2月2日（月）～令和8年2月13日（金）

電子申請サイトは、期間中24時間利用できます。

※ただし、メンテナンス等により、一時的に利用できないことがあります。

申請終了日までに申請手続きを完了し、申請受付書を印刷してください。手続きが完了しなかった申請は、申請期間終了後に取り消されます。

○補正期間の締切日

令和8年2月19日（木）まで

申請期間内に申請した書類に不備があり「差し戻し(補正要求)」メールを受信した場合は、すみやかに再申請を行ってください。

※申請開始後、隨時、審査・補正を行いますので、申請期間中も審査結果のメールが届きます。

※補正が行われず、令和8年2月19日(木)までに「審査済み」とならない申請は、申請を取り消すことがあります。

2 受付方法

インターネットを利用した電子申請となります。紙での提出は不要です。

●電子申請サイト <https://bid-entry.com/>

※電子申請サイトの申請入口が追加申請の対象者「①」と「②③」(1ページの注意事項参照)で異なります。下記の記載内容をご確認の上、申請してください。

<電子申請サイトの申請入口>

「追加申請の対象者」①の事業者

→「測量・建設コンサルタント」を選択

「追加申請の対象者」②③の事業者

→「測量・建設コンサルタント(営業所変更、業種追加・変更)」を選択

●申請手順(概要)

1)申請にあたっては、申請要領及び電子申請の操作マニュアル等をご確認ください。

2)電子申請を行うための環境をご準備ください。

→「電子申請を行うために必要な環境」(後述)

3)本システムを初めて利用される方は利用者登録を行ってください。(利用者登録は申請期間前でも可能です。)他の自治体でご利用の方は必要ありません。

4)「入札参加資格審査申請書(Excel)」をダウンロードし、必要事項を記入してください。

※申請書はエクセルファイルのままで保存しておいてください。”

5) 4)以外の提出書類のうち、該当するものをすべてそろえ、PDFデータにしてください。他の形式ではアップロードできません。押印が必要なものは一度紙出力し、押印後、PDF化してください。

→「提出書類のPDF化について」(後述)

6)操作マニュアルに従って、申請書および添付書類をすべてアップロードし、申請を完了させてください。

7)自治体の審査が完了すると、「受理」または「差し戻し(補正)」メールが送信されます。「差し戻し(補正)」メールが到着した場合は、すみやかに再申請を行ってください。

・操作の流れ(動画等)(<https://bid-entry.com/flow.html>)

・よくあるご質問(<https://bid-entry.com/faq.html>)

・操作マニュアル(<https://bid-entry.com/manual.pdf>)

3 電子申請を行うために必要な環境

●インターネットが利用できるWindowsパソコン

●ブラウザ

Microsoft Edge(最新版)、またはGoogle Chrome(最新版)

※Microsoft Internet Explorerは使用できません。

●メールソフト

●Microsoft Excel(2013以降)

4 提出書類の PDF 化について

(1) 納税証明書、経営事項審査結果通知書などの紙資料

スキャナーや複合機（スキャナー機能付き）を使って PDF ファイルにしてください。

お持ちでない場合は、コンビニエンスストアの複合機（スキャナー機能付き）で PDF ファイルにし、USB メモリ等でデータを受け取ることができます。

※コンビニエンスストアでの複合機の操作方法等については、各店舗にお問い合わせください。

(2) Excel、Word 形式のファイル

Excel/Word の機能を使って PDF 化してください。

[ファイル-名前を付けて保存] を実行し、ファイルの種類で「PDF (*.pdf)」を選択します。

excel ブックに複数のシートがある場合は、PDF ファイルを選択し、表示されたオプションから、ブック全体を選択するとブック全体を PDF にできます。

5 提出書類（指定様式は、様式集をダウンロードして使用してください。）

申請書（エクセル）をダウンロード、作成のうえ、BID-ENTRY 申請サイトで登録してください。

※申請書エクセルのフォーマットは変更しないでください。サイトで申請書の登録ができなくなります。

（◎：全業者が提出 △：該当する業者のみ提出 ×：不要）

新規・ 営業所 変更	業種・ 業務 追加	提出書類	注意事項
①	◎	入札参加資格審査申請書	<p>申請書（エクセル）をダウンロードし作成してください。</p> <p>・申請できる営業所数は、本店・支店等のうち、いずれか 1 所に限ります。</p> <p>・A. 主たる営業所（本社）情報及び B. 契約する営業所情報の業者番号は、数字「0」を入力してください。</p> <p>・入力例を参考に正しく入力してください。</p>
②	◎	有資格者数報告書 (PDF)	・有資格者数の作成基準日：令和 7 年 11 月 1 日
③	△	委任状 (PDF)	・委任する営業所がある場合のみ添付。 ・任意様式も可。
④	◎	×	・次項で指定するもの ・令和 7 年 11 月 1 日以降に発行されたもの

⑤	△	△	測量法第55条の8の規定に基づく書類 (PDF)	<ul style="list-style-type: none"> 申請業種「測量」は、登録のない業者は申請できません。 測量法第55条の8の規定に基づく書類（いわゆる現況報告書）を提出してください。 国土交通省地方整備局に提出したものの写し。受付印は不要です。 提出日を余白に記入してください。
⑥	△	△	各登録規程の第7条に規定する現況報告書 (PDF)	<ul style="list-style-type: none"> 申請業種「土木」「地質」「補償」は、登録が無い場合でも申請できます。 国土交通省地方整備局の受付印があるもの。（未返却の場合は提出日を余白に記入すること。） 各登録規定の提出書類は次のとおりです。 ○「土木」→建設コンサルタント登録規定の現況報告書 ○「地質」→地質コンサルタント登録規定の現況報告書 ○「補償」→補償コンサルタント登録規定の現況報告書
⑦ ～ ⑨	△	△	⑦商業登記簿謄本(法人の場合) ⑧業務経歴書(1年分) → 県外業者は不要 ⑨財務諸表(1年分) (PDF)	上記登録のない者（⑤、⑥以外の者）は⑦～⑨を提出
⑩	△	△	登録証明書 (PDF)	測量業者・建築士事務所・不動産鑑定業者の登録を受けている場合に提出（これ以外の登録に関する証明書は不要。いずれも令和7年1月1日以降に証明されたものに限る。）
⑪	△	×	誓約書 (PDF) ※新規のみ必要	

注：建築を申請する場合

1. 建築のみを申請する場合

建築一般・意匠・構造の3業務については登録が必要ですが、申請業種「測量」、「土木」、「地質」、「補償」のような現況報告書提出の定めがないため、登録の有無に関わらず⑥、⑦、⑧の書類が必要です。

2. ④や⑤を提出する場合であっても、「建築」を申請する場合は、⑥⑧は不要ですが、建築の⑦は提出してください。

6 必要な税関係証明書等

対象	税の区分	証明書の種類
すべての業者	・法人税(個人は所得税) ・消費税及び地方消費税	未納の税額がない旨の証明書 法人：様式その3の3 個人：様式その3の2 ※国税の納税証明書は、電子納税証明書(PDF)を書面印刷した証明書でも添付書類として利用できます(xml形式の印刷は不可)。
県内に営業所がある業者	香川県税 (すべての税目)	未納の税額がない旨の証明書
	個人住民税	個人住民税の滞納がない旨の証明書 <u>(個人事業者のみ必要な書類です。)</u> ※令和7年1月1日現在の申請者の住民登録地の県内市町にて証明を受けたもの。

さぬき市内に営業所がある業者	市税 (すべての税目)	完納証明書（1年分）
----------------	----------------	------------

<備考>

- 1) さぬき市の税証明書の発行を請求するには、交付手数料として、1通につき 400 円が必要です。
申請書については、さぬき市ホームページからダウンロードができます。
(税証明書に関する問い合わせ さぬき市税務課 087-894-1118)
- 2) 国税・県税の証明書の発行については、それぞれのホームページで確認してください。(国税の納税証明書は、書面またはオンラインで請求できます。)
- 3) 「消費税及び地方消費税について未納の税額がない旨の証明書」は、免税業者も発行されます。

7 問い合わせ先

さぬき市総務部財産活用課 TEL 087-894-8677